

第四号様式（平20内府令47・全改、平26内府令49・令元内府令2・令2内府令75・一部改正）

【表紙】

【提出書類】 公開買付報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【報告者の名称】 _____

【報告者の所在地】 _____

【最寄りの連絡場所】 _____

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【代理人の氏名又は名称】(2) _____

【代理人の住所又は所在地】 _____

【最寄りの連絡場所】 _____

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【縦覧に供する場所】(3) 名称 _____
(所在地) _____

1 【公開買付けの内容】

(1) 【買付け等に係る上場株券等の種類】

(2) 【公開買付期間】

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

(2) 【買付け等を行った上場株券等の数】(4)

上場株券等の種類			
応募数（株）			
買付数（株）			

(3) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】(5)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a あん分比例方式により買付け等を行う場合その他の場合で、本報告書を提出する際に記載することが困難である事項がある場合には、見込みの数値又は暫定値等を記載することができる。

この場合には、その旨を注記するとともに、正確な数値等を記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。

- b 外国会社による上場株券等の買付け等である場合には、本様式の記載事項

及び記載上の注意に準じて記載すること。

- c 買付け等をする上場株券等が株券預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

(2) 代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 縦覧に供する場所

第22条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。

(4) 買付け等を行った上場株券等の数

上場株券等が株券である場合には、株式の種類ごとに買付け等を行った株券等の数を記載すること。

なお、上場株券等が投資証券である場合には、「応募数（株）」とあるのは「応募数（口）」と、「買付数（株）」とあるのは「買付数（口）」と読み替えて記載すること。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載すること。